

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、丸亀市土地改良区が土地改良事業（維持管理）計画を変更することについて令和7年10月29日認可した。

令和7年11月7日

香川県知事 池 田 豊 人